

労使関係総合調査（解説）

【実施機関】

厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

【目的】

労使関係を含めた労働組合組織の実態を総合的に把握し、労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。毎年実施される「労働組合基礎調査」と、毎年テーマを変えて実施される「実態調査」の2つの調査から構成される。

各調査の主な内容と最近の実施年は次のとおりである。調査対象、調査事項等は、それぞれの項を参照のこと。

○労働組合基礎調査（毎年実施）

労働組合を対象として、労働組合（員）数、加盟組織系統等の状況を調査し、労働組合（員）の産業別、地域別、加盟上部組合別の分布等労働組合組織の実態を把握。いわゆる組合組織率は、この調査による。

○労働組合活動実態調査（平成 25 年 最近調査が行われた年、以下同じ）

労働組合を対象として、労働環境が変化する中での労働組合活動の実態を把握。

○労働協約等実態調査（平成 23 年）

労働組合を対象として、労働環境が変化する中での労働組合と使用者（又は使用者団体）の間で締結される労働協約等の締結状況、締結内容及びその運用等の実態を把握。

○団体交渉と労働争議に関する実態調査（平成 24 年）

労働組合を対象として、労働環境が変化する中での労働組合の団体交渉の実態、労働争議の手續等の状況を把握。

○労働組合実態調査（平成 20 年）

労働組合を対象として、労働組合の組織、組合役員、組合財政及び組合活動の実態を把握。

○労使コミュニケーション調査（平成 26 年）

労使間の意思疎通を図るためにとられている方法、その運用状況、事業所側の意識及び労働者の意識等の実態を把握。

○労使間の交渉等に関する実態調査（平成 27 年）

労働環境が変化する中での労働組合と使用者（又は使用者団体）の間で行われる団体交渉、労働争議及び労働協約の締結等の実態を把握。

【沿革】

昭和 22 年に実施された「労働組合調査」及び 23 年から毎年実施された「労働組合基本調査」を前身とする。昭和 58 年に、47 年及び 52 年に実施された「労使コミュニケーション調査」が統合され、以後、「労使関係総合調査」として毎年実施されている。

【調査の構成】

- 1-労働組合基礎調査票
- 2-労働組合活動実態調査票
- 3-労働協約等実態調査票
- 4-団体交渉と労働争議に関する実態調査票
- 5-労働組合実態調査票
- 6-労使コミュニケーション調査票A（事業所用）
- 7-労使コミュニケーション調査票B（個人用）
- 8-労使間の交渉等に関する実態調査

【公表】

インターネット及び印刷物

- ・労働組合基礎調査（概要：毎年12月中旬、詳細：毎年3月下旬）、
- ・労働組合活動実態調査（概要：平成23年7月中旬、詳細：平成23年11月中旬）、
- ・労働協約等実態調査（概要：平成24年6月、詳細：平成24年11月）、
- ・団体交渉と労働争議に関する実態調査（概要：平成25年6月下旬、詳細：平成25年11月中旬）、
- ・労働組合実態調査（概要：平成21年7月、詳細：平成21年11月）、
- ・労使コミュニケーション調査（概要：平成22年9月、詳細：平成23年1月）

（平成28年11月更新、総務省統計局「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」：
平成28年3月29日承認）